

平成20年度 第6回芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会 会議録

日 時	平成21年1月29日(木) 13:30~15:30		
会 場	北館2階会議室3		
出席者	委員長 浅野 仁 委員 宮崎 睦雄 山村 孝司 小林 正美 吉田 三幸 安宅 桂子 神棒 真一 船橋 久郎 磯森 健二 欠席者 中野 久美子 田中 喜代子 三輪 五月 柴沼 元 事務局 高年福祉課長 安達 昌宏 高年福祉課主幹(介護保険担当) 寺本 慎児 高年福祉課主幹(福祉公社担当) 北川 加津美 高年福祉課主査 細井 洋海 高年福祉課主査 山田 弥生 高年福祉課主査 田嶋 香苗 高年福祉課主査 木野 隆 高年福祉課主事 谷野 誠 高年福祉課主事 明石 典子 健康課長 北口 泰弘 地域福祉課長 浅田 太枝子		
会議の公表	公開	非公開	部分公開
	<非公開・部分公開とした場合の理由>		
傍聴者数	1人		

1 議題

- (1) 第4期介護保険事業計画(サービス見込み量, 保険料等)について
- (2) 第5次芦屋すこやか長寿プラン21(案)について

2 審議内容

開 会

- (委員長) 開会あいさつ。  
説目事項について, 事務局より説明してください。
- (事務局) 平成21年度介護報酬改定の概要について資料説明。
- (委員長) 説明について何か質問, ご意見はございますか。

- (小林委員) 我々事業者から見た時は大変厳しい状況です。
- (委員長) 実際に改定率3%のうち職員に還元できるパーセンテージはわずかなのですね。
- (小林委員) わずかです。還元しようというところまで行かないかもしれないです。今回通所系のサービスであれば、報酬単価がトータル的に減っているものですから、全体的にざくっと見たときには、収入でみたら逆に少なくなっている部分もあります。全部が全部上がって、新聞報道には、介護従事者に2万円というような報道はされていますが、とてもではないですが、できないです。
- (事務局) 報酬改定については、国の審議会で議論がされていまして、本当に介護従事者の処遇改善につながるのかという問いがたくさん委員から出ていました。21年度以降、審議会の中で決められた内容について、処遇改善につながっているかという検証を必ず行うこととされています。21年度夏以降に、調査等、検証の材料集めが行われるのではないかと思われます。確かに小林委員ご指摘のように、報酬改定がそのまま介護従事者にまわるのかと言えば、我々もそうはならないと理解しています。
- (委員長) 検証は各自治体が、国から委託を受けて行うのですか。
- (事務局) 具体的な方法については、まだ示されておりません。おそらく各自治体を通じて行われることになると思います。今指定をしている事業者が、県の指定の部分と、地域密着の部分は市が指定していますので、その住み分けはするだろうと考えています。県が主催する報酬改定の事業者向けの説明会が3月に予定されていますが、その中では地域密着型については外されています。地域密着については、市の方で説明を行うようにということかと理解しています。
- (委員長) 特に質問等がなければ、この改定を受けて第4期介護保険事業計画が策定されていますので、引き続き、事務局の方から、議事(1)について説明をいただけますでしょうか。
- (事務局) 議事(1)について説明。
- (委員長) 保険料については、かなり詳しく説明いただきましたが、ご意見はありますか。
- (神棒委員) 介護業者が、本当に儲かっていないのかという情報公開がされていないと思います。一方で働いている方の賃金が低いということは、皆さん共通認識で持っていると思います。日本全体の介護予算は7兆円と言われておりますが、おそらく安心できるまでそれを高めようとする、20兆かかるというのも新聞で言われております。一市民の立場で申し上げますと、国民年金しかもらっていない方から、月額2,000円とするというのは、払う側からすると本当に大変だと思います。共済年金や厚生年金の受給者からは、5,000円が7,000円になったとしても、安心が買えるなら構わないと感じるのではないのでしょうか。国全体の、年金、健康保険とか、所得税と言った、マクロの数字をきちっと固めていただかないと、細かい何十円と言う話をして、市民の素朴な不満に対しての回答になっていないと感じます。この改正案について、異論はないですが、基本的な考え方をきちんとして行かないと、日本自体が沈没してしまうのではないかと、感想とさせていただきます。

- (委員長) 国全体の動向についての発言でした。
- (神棒委員) 保険料率について言われるのは、行政の立場としては当然ですが、我々市民の立場からすると、我々が払った税金を、どうばらまくかというだけの話で、何の解決にもなっていないということを申し上げたいのです。それを芦屋市役所の方に申し上げるのは非常に切ないのですが、声が強くないから、日本がこれくらい苦しい状況に追い込まれたのですから、私は市民の立場として、何度も同じことを言わざるを得ないと考えています。
- (委員長) ありがとうございます。平馬委員何かございますか。
- (平馬委員) 異議はございません。
- (事務局) 104ページについて補足説明。
- (委員長) 収納率について、98%ですが、2%は未納なのですか。
- (事務局) 98%というのは、国が示している収納目標率です。芦屋市の実績は96%強です。20年度4月から徴収担当の専門の徴収員を採用し、市内のお宅を一軒ずつ訪ね、保険料の相談をしながら徴収しています。そういうことを含め、本市としても98%の目標を定めました。前回第3期計画でも98%収納率で計画しておりました。
- (安宅委員) 何人くらい、どの段階の方が未納なのですか。
- (事務局) 人数は600人くらいです。滞納については、現年と19年・18年度分含めて延べで600人です。額は、全部で3,000万円くらいです。介護保険の場合は、年金天引きもありますが、年金天引きの方については、収納率100%です。口座振替、普通徴収の方に滞納があります。
- (安宅委員) 段階についてはどうですか。
- (事務局) 段階については、今具体的な数字は持っていないのですが、2段階の方が多いようです。第2段階の方は、世帯全員が市民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方です。人数も、105ページの表72によりますと、21年度で、3,899人いらっしゃいますので、人数も多いです。
- (委員長) 介護保険料とサービス事業費の見込みについては以上でよろしいでしょうか。では、もう1つの議題、第5次芦屋すこやか長寿プラン21(案)について説明をお願いします。
- (事務局) 議事(2)について説明。
- (委員長) 前回の素案からの修正について説明していただきました。何かご意見はございますか。
- (小林委員) 70ページの生きがいづくりの推進のイメージの中で、インフォーマル支援者の養成について、具体的に71ページの「生きがいづくりを支援する情報提供の強化」の中に支援者の養成という項目を補記する必要はないのかと思います。1ページの「計画策定の背景と目的」で、前回、認知症であるとか、一人暮らし高齢者という、全国的に傾向が強い部分についての話を入れたらどうかという意見がありましたが、具体的にそこまで入っていないのですが、1ページの下から5行目に、アンケート調査結果を踏まえてと追加されていますが、確かに、認知症云々ということが、読んでいけば分かるのですが、最初に、こういった背景に認知症が増えているということを入れているということ、入れておいたほうがいいのではないかと

思います。7・8ページのところで、図3に計画策定の体制とありますが、これは、策定と推進体制という両方あると理解したらいいのですか。8ページの計画の推進体制の(2)で、「評価委員会の設置」、推進体制でいけば、推進本部や推進本部幹事会がありますが、8ページにそこまで唱ってないので、図3の場所的なものをどうするのか、若しくは、7ページの策定体制を策定体制及び推進体制というように置き換えたらいいのかと思います。47ページについて、49ページに載せている高齢者生活支援センターの表示でランチを高齢者生活支援センターに置き換えています。47ページの高齢者生活支援センターについて、どこが地域包括支援センターで、どこが在宅介護支援センターでと分かる方がいいと思います。

資料の所で、推進体制の要綱や規則が入っているので、権利擁護委員会、権利擁護センターとの兼ね合いもあるのですが、資料に、権利擁護委員会の要綱も入れてはどうかと思いました。用語集のところでは在宅介護支援センターも入れてはと思いました。

(事務局) 1ページについて、認知症高齢者について、追加する方向で検討していきます。7ページの計画の策定体制について、推進体制についての表現ですが、これについてもご指摘いただいた点について、分かりやすく計画を作るのが主眼ですので、事務局で考えていきます。47ページの高齢者生活支援センターの地域包括と在宅介護支援センターの区別については、芦屋市では、高齢者生活支援センターとして6カ所位置づけておりますが、ご指摘のとおり、49ページに在宅介護支援センターに直しておりますので、アスタリスクを付ける等、協議します。71ページの生きがいづくりを支援する情報提供の強化と支援者の推進ということですが、支援におきましては、芦屋市市民活動センターがある程度推進をしていく所ですが、明日、庁内の課長級の幹事会がございますので、全体の意見を聞き、支援者の推進について、表記が可能かどうか提案し、可能であれば、追加させていただきまします。資料については、権利擁護委員会要綱については、載せる方向で考えていきたいと思います。用語解説についても、入れていきたいと思います。

(委員長) 今日は最後になりますので、それぞれの委員のみなさんに、ご意見を聞きたいと思います。

(宮崎委員) 認知症の問題については、本当に大きな問題です。介護疲れで家族全体が潰れてしまう切実な問題になってきていますから、行政を含めたバックアップというのは非常に大切だと思います。

(山村委員) 社会福祉協議会としても、認知症の方の支援について考え、議論していますが、なかなか出来ていなかったのですが、1月24日にルナホールで、認知症とは何かという講演会を開催し、市民の方に考えていただく場を設けました。650人定員のルナホールが、がらがらだったらどうしようと思っていたのですが、約400名の方が来てくださって、少しは市民の方に考える機会をもっといただけたと感じています。社会福祉協議会でも、「なごみ」という軽度認知症の方の見守りを1年足らずしていますが、それについてのPRも頑張っていきたいと思っています。すこやか長寿プラン21ができることによって、社会福祉協議会もなに

か出来ることがあればと思っています。

(委員長) 社会福祉協議会については、生きがいづくりに協力いただかないと、なかなか続かないと思います。

(吉田委員) 専門職の立場からの感想になりますが、今回介護従事者の処遇を改善するという事で、介護報酬が改定されましたが、それが現場にどれだけ体制として整うかということは、現場からではあまりよく分かりません。期待はするのですが、今現状としては、基本的な視点というところで、いろいろなことの改善という、一見文字にするといいいことが書いてあるのですが、裏には財政的な問題とか、いろいろなことが、現場に影響しています。今回、療養型の介護施設が廃止され、入院されている方が、退院を余儀なくされるということで、1年後、2年後ということを見たときに、多くの認知症高齢者が戻ってこられるだろうし、介護負担が大きい方が在宅に戻られたときに、地域でいきいきと生活するとか、住み慣れたところで継続して生活すると言ってはいますが、虐待がもっとあるのではなからうかとか、自分らしい生活ではなくなってくるのではないかと心配しているところです。そう考えると、70ページにあります、生きがいづくり・介護予防の推進のイメージ図にありますように、元気な方がいきいきと生活できるというのを継続させるだけではなく、地域でこれから、余儀なく、期待して芦屋市に帰ってこられるのではない、これからどうしようと思って帰ってこられる方々の生活を、芦屋市として考えていこうとすると、介護報酬の改定というのは大きいと思います。専門職だけではなく、関係機関とか、地域の方も問題を、みんなで統一した見解をもてるような体制を整えていくことが大切だと考えています。専門職の立場から言うと、何か問題が起こると、個人のスキルに焦点が当たりがちですが、そうではなく、計画が2年後、3年後にどういうことが不備であったかということ、検証していくということ意識していきたいと思います。

(船橋委員) この委員会に参加して、福祉・介護についていろいろと勉強させていただきました。それと同時に、問題や課題がいろいろあるのを知りました。行政や関係機関の方々は大変だと思いますが、基本理念である「高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち」を作っていたきたいと思っております。

(平馬委員) 33ページの基本理念の中に、85歳という記載がありますが、これは出典があるのですか。

(事務局) これは、健康日本一という、国の指針・方針に基づいたものです。これには、元気で活動的な85歳を目指すとあります。

(平馬委員) 今、平均寿命が82・83歳です、今現在、85歳や90歳で元気な方もいますので、85歳でいいのでしょうか。85歳以上の方は、私たちはもう終わりかという気持ちにならないのでしょうか。

(事務局) こちらも、85歳ということは、気になったのですが、国の基本理念の中の考え方をもってきました。また検討させていただきます。

(平馬委員) 39ページの表10に要支援とか要介護とかありますが、全く基本的なことですから、要支援とはどういうものなのかということ、表の下でもコメントしていただいたらと思います。後ろの用語集でもいいです。

要介護1と2とはどう違うのかという説明があれば、分かりやすいと思います。

(事務局) 用語集のなかということであれば載せられるかと思います。検討します。

(平馬委員) 40ページの表11の、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が平成22年度29人、平成23年度・26年度58人とあります。99ページ・61ページにも同じ施設があがっていますが、その関連性がよく分かりません。61ページには、平成22年度348人とありますが、40ページには29人とあります。数値の意味がなかなか分かりません。工夫して、分かりやすくしてください。

(委員長) 数値は間違いありません。

(事務局) はい、間違いありません。40ページなのですが、一番分かりやすいのは、地域密着型介護老人福祉施設を22年度に新たに29床分建てます。従って、29人分ということです。23年度にもう1つ新しく作るのだから、合わせて58人が対象だという意味です。99ページ表61の市内施設整備数について、地域密着型介護老人福祉施設については、この年度に何床分を整備しますということです。40ページの表は、利用者の見込みなので、23年度は自ずと29×2ということで58になります。61ページの表30は上の所に単位数として人/年と書いてありますので、年間の人数です。単純に年間分掛けたものです。単位数の表現の違いで分けております。

(平馬委員) この中で、特別養護老人ホームはどれですか。

(事務局) 地域密着型介護老人福祉施設というのは、特別養護老人ホームの小規模版です。これを22年度に1つ作って、23年度にもう1つ作ります。

(平馬委員) 最終的には立派な計画となると思いますので、確実な進行管理をお願いしたいと思います。

(委員長) 私の知る限りでは、阪神間で策定委員会を7回も開いて計画を完成させた市はありません。芦屋市の場合は非常に熱心だと思います。次年度に向けて期待の持てる計画を策定していただいたのではないかと思います。次年度からこの計画がどれだけ進捗していくかということが大事なことです。事務局には、この計画に基づいて頑張ってくださいということになるかと思いますが、これからの計画の扱いはどういう予定になっていますか。

(事務局) 策定委員会としては最後になりますが、明日は庁内の課長級の幹事会を開催し、案について審議があります。来週の月曜日は部長級の推進本部で案を審議します。2月3日は、社会福祉審議会でも案について審議していただきます。最終的な案について、市議会の民生委員の議員の方にも報告し、ご理解いただきます。それを受けて、本年度中には、給付費の関係条例、新年度介護保険料の条例の提案を3月議会でご審議いただいて、承認が得られましたら、次年度の計画、介護保険料が決まるというスケジュールです。本日いただいたご意見や社会福祉審議会等が出た意見を基に、事務局預かりとして、計画を修正し、委員長を通じ最終的に見ていただきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

(委員長) あとは事務局に検討いただき、最終の計画を報告いただきたいと思います。

す。それでは、7回に渡りましてみなさん大変熱心に計画策定に参加いただきありがとうございました。

閉 会